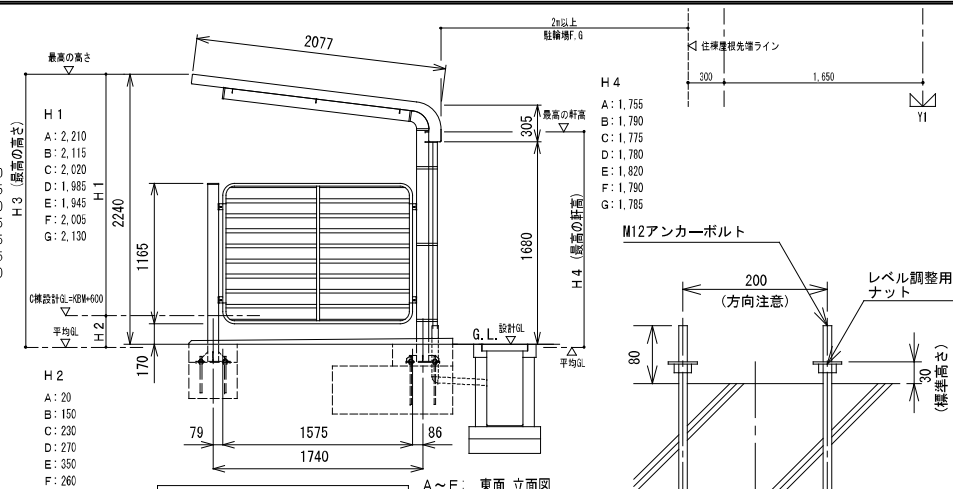
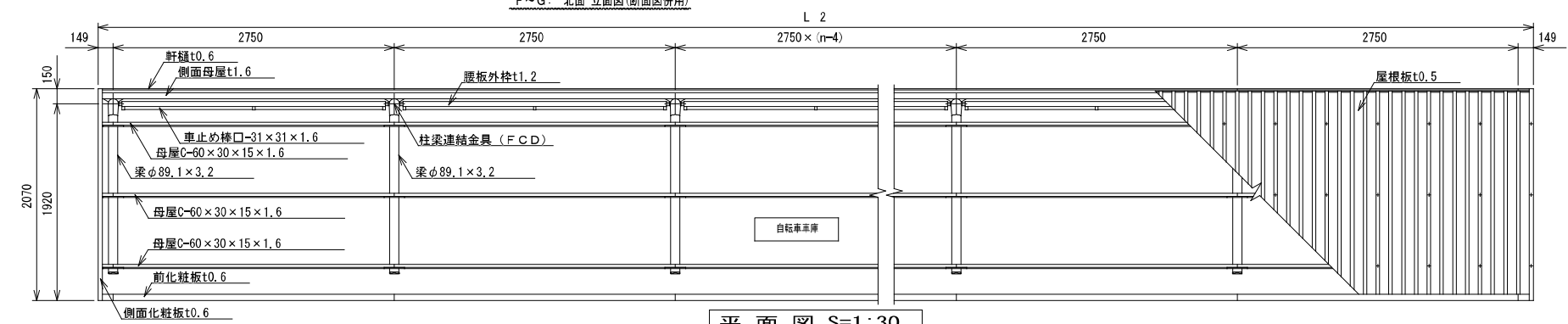


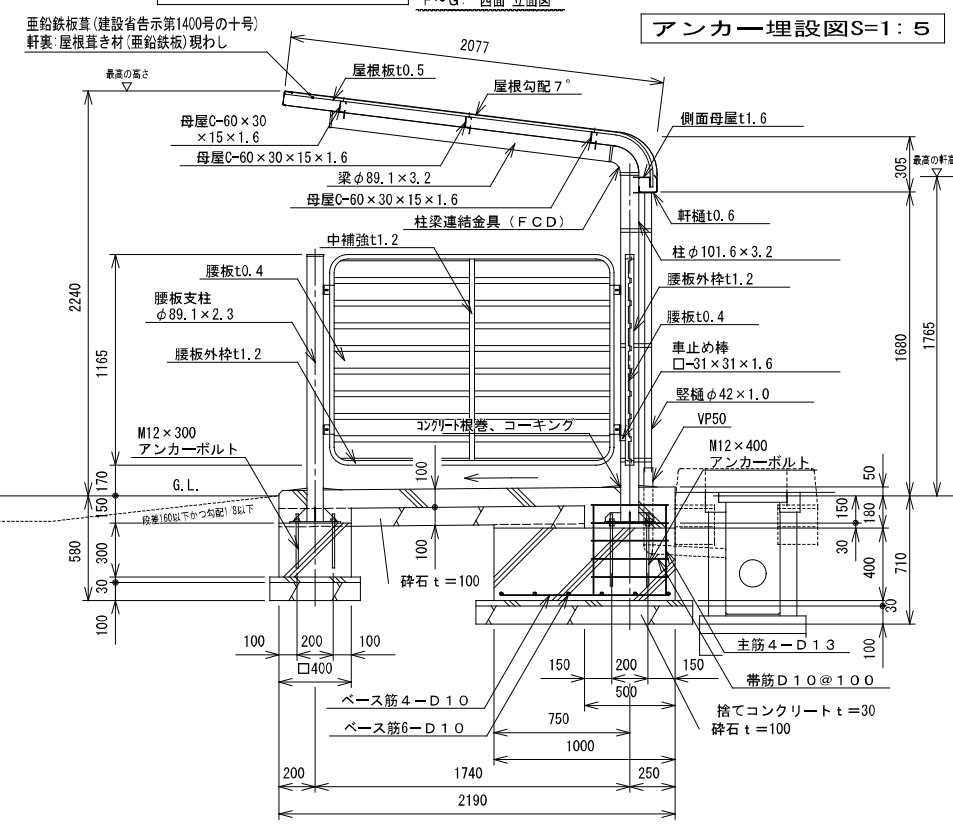
正面図 S=1:30



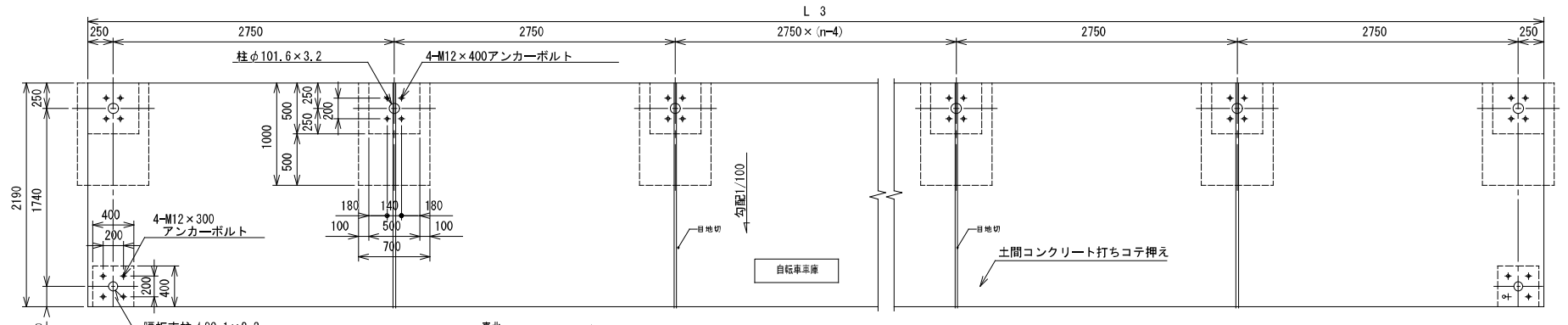
側面図 S=1:30



平面図 S=1:30

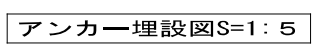


A-A断面図 S=1:20



基礎伏図 S=1:30

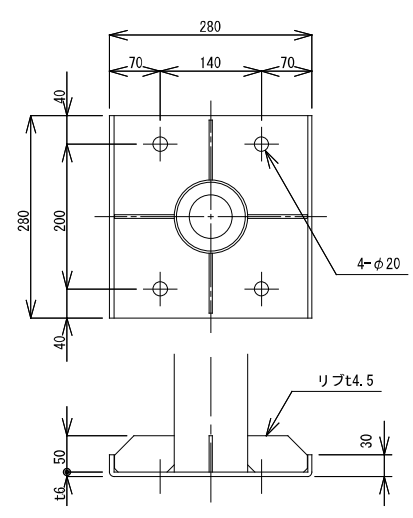
注：この基礎は標準を示しています。現場の実情に合わせて、ご設計下さい。



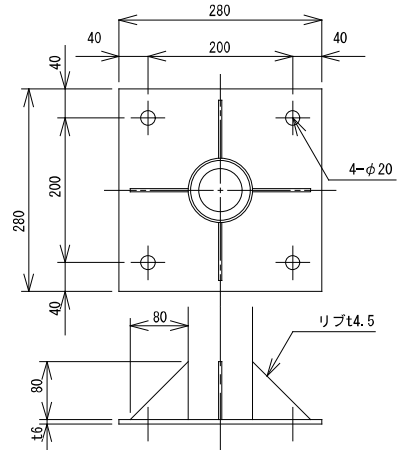
アンカー埋設図 S=1:5

仕様大要(本体)			
品名	サイズ	材質	仕上げ
柱	φ101.6×3.2	亜鉛めっき鋼管	ポリエステル系樹脂溶剤塗装
梁	φ89.1×3.2	"	"
母屋	60×30×15×1.6	亜鉛鉄板	"
化粧板	t0.6	"	"
軒樋	t0.6	"	"
屋根板	t0.5	"	"
側面母屋	t1.6	"	"
柱梁連結金具		球状黒鉛鋼鉄 (FCD)	"
腰板支柱	φ89.1×2.3	亜鉛めっき鋼管	"
腰板外枠	t1.2	亜鉛鉄板	"
中補強	t1.2	"	"
腰板	t0.4	"	"
車止め棒	□31×31×1.6	"	"
壁樋	φ42×1.0	AAS樹脂	"
組立ボルト・ナット	M5, M6, M8, M12	軟鋼	ラスパート処理
アンカーボルト	M12	"	"

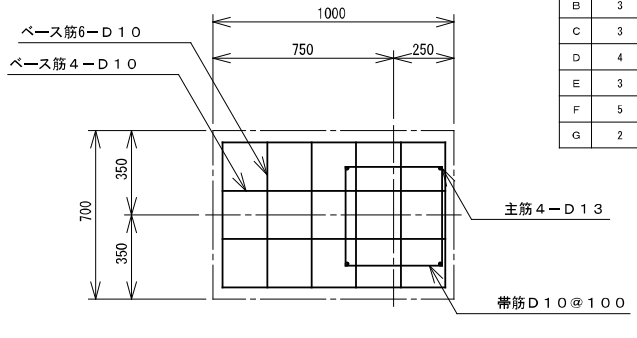
通称寸法表 (mm)			
スパン数	L1(柱間長さ)	L2(屋根長さ)	L3(基礎長さ)
1	2750	3048	3250
2	5500	5798	6000
3	8250	8548	8750
4	11000	11298	11500
5	13750	14048	14250
6	16500	16798	17000
7	19250	19548	19750
8	22000	22298	22500
9	24750	25048	25250
10	27500	27798	28000
n	2750×n	(2750×n)+298	(2750×n)+500



柱下部詳細図 S=1:5



腰板支柱下部詳細図 S=1:5

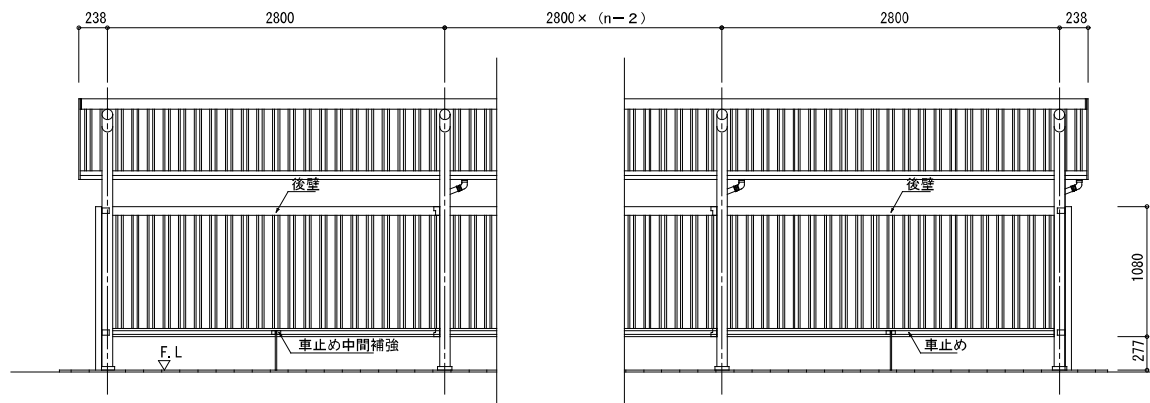


基礎配筋図 S=1:5

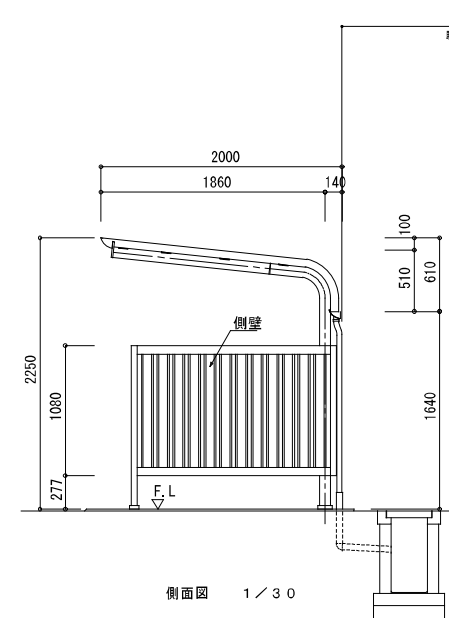
※ コンクリート強度 捨てコンクリート Fc=18(N/mm²)
土間コンクリート Fc=18(N/mm²) ワイヤメッシュφ150×150打込み
基礎コンクリート Fc=21(N/mm²) Fm=Fc+S(N/mm²)
砕石 RC-40

工事概要		
棟	スパン	設計G.L.
A	4	KBM-570
B	3	KBM-475
C	3	KBM-380
D	4	KBM-345
E	3	KBM-305
F	5	KBM-385
G	2	KBM-490

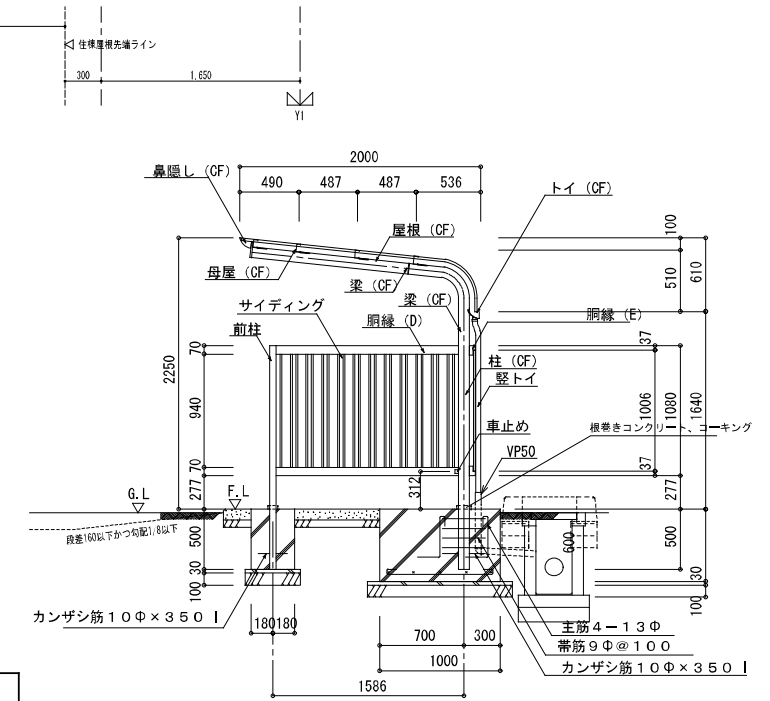
株式会社 河合建築設計事務所	初次住宅建築工事 (第3工区)	図面番号 EX
一級建築士登録番号 第100481号	(参考) 駐輪場 (I)	縮尺 S=1:(A1) S=1:(A3)
河合 達雄	設計 H29年2月	NO. 18
検印 製印	愛知県建設部 建築局 公営住宅課	



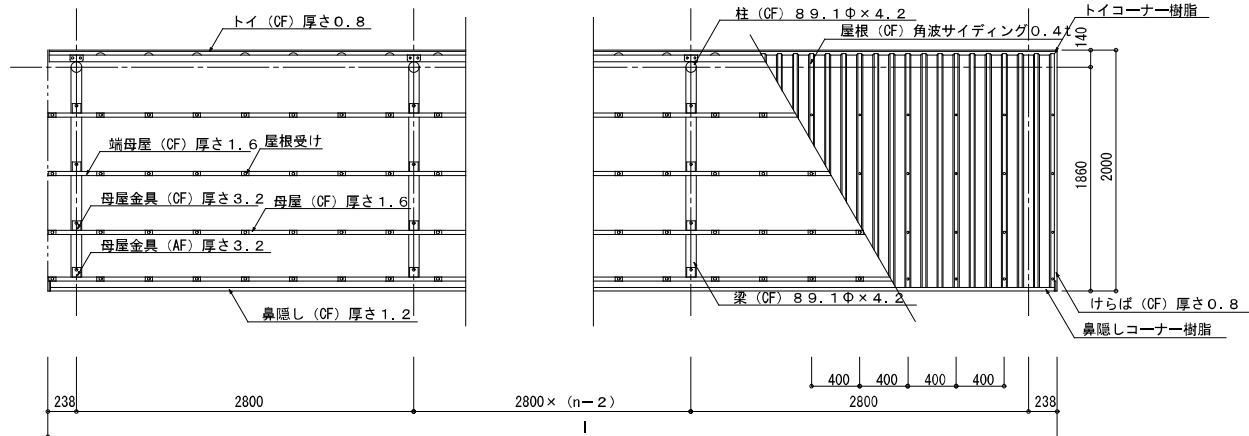
立面図 1/30 (N: スパン数)



側面図 1/30



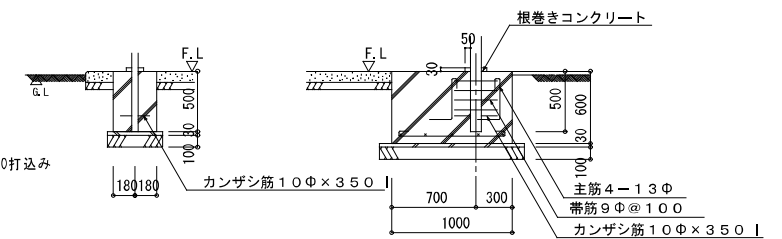
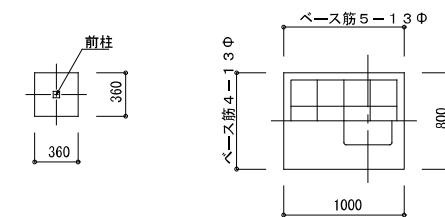
断面図 1/30



屋根伏図 1/30 (N: スパン数)

$l = 2800 \times n + 476$ (N=連棟数)

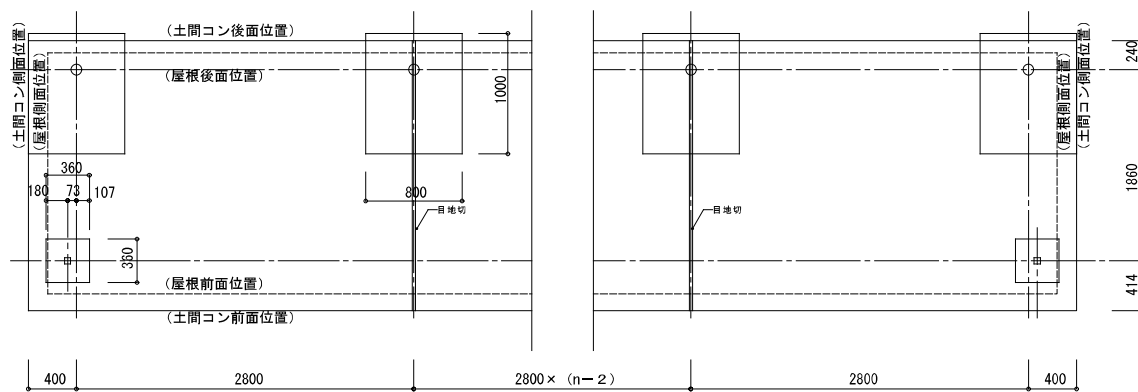
主仕様		
部材名	形状	材質・仕上げ
柱	丸パイプ 89.1φ×4.2	塗装用溶融亜鉛めっき鋼管 ポリエステル系塗料焼付塗装
梁	丸パイプ 89.1φ×4.2	塗装用溶融亜鉛めっき鋼管 ポリエステル系塗料焼付塗装
母屋	□-65×33×1.6	
鼻隠し	└-75×100×1.2	
トイ	└-80×95×0.8	
屋根	角波サイディング 山高16 ⑦0.4	塗装用溶融亜鉛めっき鋼管 ポリエステル系塗料 2コート2ベーク
胴縁(D)	└-70×48×1.6	
サイディング	角波サイディング 山高16 ⑦0.4	
車止め	□-32×32×1.6	
縦トイ	42φ	塩ビ押出材
前柱	□-50×50×1.6	塗装用溶融亜鉛めっき鋼管
ボルト ナット		ステンレス



前柱基礎詳細図 1/30

基礎詳細図 1/30

※ コンクリート強度
 捨てコンクリート Fc=18(N/mm²)
 土間コンクリート Fc=18(N/mm²) ワイヤメッシュ6φ-150×150打込み
 基礎コンクリート Fc=21(N/mm²) Fm=Fc+S(N/mm²)
 碎石 RC-40



基礎伏図 1/30 (N: スパン数)

工事概要		
棟	スパン	設計G.L
A	4	KBN-570
B	3	KBN-475
C	3	KBN-380
D	4	KBN-545
E	3	KBN-305
F	5	KBN-365
G	2	KBN-490

株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅建築工事 (第3工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第100481号		(参考) 駐輪場 (2)		EX
河合 建雄		NO. 19		
検印	製印	設計	愛知県建設部 建築局 公営住宅課	
		H29年2月		

項目	特記事項
【取壊し工事】	■ 1章 一般共通事項■
1.1.1 共通仕様書の適用範囲	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書 (平成25年度版) 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工物品質管理要領 6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書 (平成24年版) なお、公共住宅建設工事共通仕様書で監督員とあるものは、監督職員と読みかえる。この監督職員は、工事監理業務を委託して行われた場合にあっては、工事監理業務の受注者が選任した者を含むものとする。 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。◎印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ◎印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。
1.1.3 設計図書の利用	* 設計図書の優先順位は、次の1) から5) までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書 (2) から5) に対するもの 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書 (「機材の品質・性能基準」を含む。)
1.1.5 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」(平成28年4月1日改正) に定めるところによる。 (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gi_jyutsu/H28sekkeihenkouyouryou.pdf)
1.1.10 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時) また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.2.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知) によるものとする。
1.2.5 電気保安技術者	* 電気保安技術者： ・適用する ※適用しない
1.2.7 施工中の環境保全等	* アスベスト除去工事の有無にかかわらず、下記の粉じん濃度測定を行う。ただし、吹付けアスベスト除去工事がある場合は、下記によらず別途指定(図示)する。 1) 測定方法は「JIS K3850-1空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法とし、測定機関は都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 2) 測定場所は敷地境界の4方向各1点とし、測定時期は原則として作業前及び作業中の2回とする。 3) 測定結果は速やかに監督職員に報告する。作業中の濃度測定において、測定値が10f/lを超えた場合は作業を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、監督職員の承諾を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに監督職員に報告する。
1.2.14 発生材の処理等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物： ・有(処理方法：) ※ 無 現場において再利用を図るもの： 引渡し等 * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のもは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成27年4月1日施行)に基づいて行うこと。 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html を参照。)に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データを提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) * マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他() * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gi_jyutsu/kentiku-tebiki290401.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
撤去時等のフロン等の取扱建設副産物	* 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html を参照。)に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データを提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) * マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他() * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gi_jyutsu/kentiku-tebiki290401.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
分別収集再生資源の利用	* 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/H26yoryokaisei/H26sossennriyou.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手

項目	特記事項														
1.3.1 足場、その他	<p>することができます。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html</p> <p>* 定置する足場、棧橋、リフト等の設置： ・建築工事 ※本工事 ・別契約工事 足場：(幅：◎0.6 ・0.9 ・1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(平成25年度版)」の総則編1.3.1足場、その他の2の規定にかかわらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 * 仮囲い： ※設置する ・設置しない 仮囲いの構造： ◎成型鋼板(高さ：3.0m) ※解体養生シート(高さ：※3.6 ・5.4 m) 仮囲いの位置： 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：</p>														
1.3.4 監督員事務所	* 監督員事務所： ・設ける ※設けない * 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m ² 程度 * 標準仕上げ * 設備、備品等 * 監督員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。														
1.3.5 受注者事務所その他	* 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 建築物等の解体作業時における石綿ばく露防止対策等の掲示： ※実施する ・実施しない 実施する場合は、厚生労働省愛知労働局ホームページ(http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/asbestos01/asbestos05.html)等にて確認の上、掲示する。 建設現場標識の設置 * 建設現場標識： ※設ける ・設けない ・他工事と共同設置														
	<p>《建設現場標識 共同設置の例》</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">工事名</td> <td>◎◎住宅建築工事(第○工区) ◎◎住宅電気工事(第○工区)</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td>◎◎◎◎</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td>◎◎建設株式会社 ◎◎設備株式会社</td> </tr> </table>	工事名	◎◎住宅建築工事(第○工区) ◎◎住宅電気工事(第○工区)	工期	平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで	発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課	工事監理者	◎◎◎◎	工事施工者	◎◎建設株式会社 ◎◎設備株式会社				
工事名	◎◎住宅建築工事(第○工区) ◎◎住宅電気工事(第○工区)														
工期	平成○年○月○日から 平成○年○月○日まで														
発注者	愛知県建設部建築局公営住宅課														
工事監理者	◎◎◎◎														
工事施工者	◎◎建設株式会社 ◎◎設備株式会社														
1.5.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」(http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照)別記2(24)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。														
1.5.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。														
1.8.1 工事の記録	<p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。 2) 工事中：①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項：件名(工事名)、名称(工程)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。 ※ デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」により行うことができる。 3) 竣工時：工事着工前に撮影した地点と同一地点から、敷地全景を撮影し、着工前写真と共に提出する。</p>														
1.8.4 完成図その他	* 工事完了前に、整地後地盤高(5m間隔で測定)及び地下埋設物、管閉塞位置等を記入した敷地完成図面を、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 *完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づく ※監督職員との協議による)														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">株式会社 河合建築設計事務所</td> <td colspan="2">初吹住宅建築工事(第3工区)</td> <td rowspan="2">図面番号 K A</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印</td> <td colspan="2">取壊し工事特記仕様書1/3</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 H29年2月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅建築工事(第3工区)		図面番号 K A	一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印		取壊し工事特記仕様書1/3		検図	製図	設計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課	
株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅建築工事(第3工区)		図面番号 K A											
一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印		取壊し工事特記仕様書1/3													
検図	製図	設計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課												